

余裕期間制度の活用拡大について

技術企画課

1 経緯

県では、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図り、発注及び施工時期の平準化に寄与することを目的として、工事開始前に建設資材や技術者及び労働者の確保等の準備を行うための余裕期間を設定する工事の試行を平成28年1月に開始し、平成29年4月から本格運用している。

2 今回の特例措置

○対象工事

公共三部が発注する工事のうち、次に掲げる基準を満たし発注機関の長が選定するもの。（現行どおり）

(1) 当該年度内（翌債等が設定済みの場合は当該期間内）に全体工期を確保できる工事

(2) 余裕期間を設定しても、供用予定開始時期や河川工事等における適切な施工開始時期に影響を及ぼさない工事

○余裕期間の設定可能範囲

現行：3ヶ月を超えない範囲で工事の開始時期を設定

⇒当分の運用：4ヶ月を超えない範囲で工事の開始時期を設定

○発注方式

発注者指定方式、任意着手方式（いずれも現行どおり）

○適用方法

入札公告及び特記仕様書に記載する。

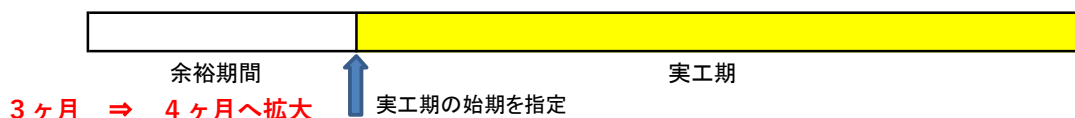
○適用期間

平成31年5月7日以降に入札公告等を行う工事に適用し、当分の間の運用とする。

3 参考

■余裕期間制度

①「発注者指定方式」：余裕期間内で実工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

